

# 複合的経営スタートアップ支援事業実施要領

令和 8 年 4 月 1 日  
農政水産部農政企画課

## (趣旨)

第 1 条 人口減少等により地域農業の担い手不足が深刻な中山間地域を今後とも安定的に維持していくためには、地理的地形的制約等がある中でも安定的な所得が得られる生業があることが重要であり、農業を核として、畜産業や林業、農外所得等を含めた複合的経営による所得の確保に向けた取組を講じていく必要がある。

そこで、移住希望者等を対象に市町村等の関係機関・団体が一体となって、複合的経営等の形態への就業を支援することとし、その事業の実施については、中山間地域活性化対策事業費補助金交付要綱（平成 28 年 6 月 10 日農政水産部農政企画課定め）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## (事業内容等)

第 2 条 複合的経営スタートアップ支援事業（以下「本事業」という。）の事業内容等については、別表のとおりとする。

## (事業の実施方法)

第 3 条 本事業を実施しようとする市町村長は、西臼杵支庁又は農林振興局（以下「支庁・振興局」という。）、農業改良普及センター等で構成するサポート体制や対象地域、目指す複合的経営等の姿を定めた市町村ビジョン（別記様式第 1 号）を作成する。

- 2 本事業を利用しようとする者は、市町村等に事前相談の上、創業計画書（別記様式第 2 号）を作成し、市町村長に提出するものとする。
- 3 市町村長は、前項の創業計画について精査し、当該創業計画書が市町村ビジョンに合致すると認めるときは、当該創業計画を提出した者を事業実施主体として選定する。
- 4 市町村長は、農業改良普及センター所長の意見書（参考様式）を附した事業実施計画書（別記様式第 3 号）を作成し、所管する支庁・振興局の長を経由して、知事に提出するものとする。
- 5 知事は、前項の事業実施計画書の内容を審査し、適当であると認めるときは、当該事業実施計画の承認を行い、その旨を別記様式第 4 号により市町村長に通知するものとする。
- 6 知事は、別記様式第 5 号により事業実施計画の承認結果について支庁・振興局の長に報告する。支庁・振興局の長は、事業の適正な実施について事業実施主体に必要な助言を行う。
- 7 市町村長は、事業実施計画の承認を受けた旨を事業実施主体に通知するものとする。
- 8 事業実施主体は、創業計画書に基づき、技術習得や機器等の整備等の事業を実施する。

## (補助事業の実施期間)

第 4 条 補助事業を実施（補助金を執行）する期間は、交付決定日の属する年度内とする。

## (実施状況の報告)

第 5 条 事業実施主体は、事業完了の翌年度から 3 年間の実施状況について、毎年度、各年度終了後の 6 月末日までに年度別実施状況報告書（別記様式第 6 号）を作成し、市町村長に提出するものとする。

- 2 市町村長は、前項の報告書の内容を審査し、別記様式第7号により速やかに支庁・振興局長を経由して知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の報告書の内容について点検し、事業実施効果が期待できないと判断される場合は、当該事業実施主体に対し、市町村、支庁・振興局及び農業改良普及センター等と連携して改善措置を指導するものとする。
- 4 知事は、事業実施主体による本事業の実施が、市町村ビジョン及び事業実施計画並びに創業計画に従って適正かつ効率的に行われていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときには、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

#### (事業の実施基準)

第6条 補助対象事業費は、県又は市町村において使用されている単価等を基準とし、地域及び事業の実状に即した適正な現地実勢価格により算定するものとする。

- 2 導入する機械は、原則新品であること。ただし、知事が必要と認める場合は、補助事業者が適正と認める価格で取得された機械であって中古機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- 3 用地の買収又は賃借に要する費用及び補償額は、補助の対象としない。

#### (推進体制)

第7条 本事業の推進に当たっては、本庁の関係各課、支庁・振興局、農業改良普及センター、市町村、農業協同組合等の関係機関・団体が一体となって事業の推進を行うものとする。

#### (その他)

第8条 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

事業区分 事業内容	補助 対象者	事業実施主体及び補助率		採択基準
<p>1 複合的経営スタートアップ支援事業</p> <p>複合的経営の開始に必要な農業に係る機械導入、施設等整備等の支援</p>	市町村	移住者等	<p>3分の1以内 (補助率内訳： 県3分の1以内かつ市町村の補助額以下、県と市町村が事業実施主体に補助する額は補助対象経費の3分の2以内)</p>	<p>1 採択要件</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たすものであること。</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たすものであること。</p> <p>(1)事業対象地域は、①～③のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>①特定農山村法、過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法のいずれかの指定地域</p> <p>②農林水産省が定める農業地域類型の中間農業地域又は山間農業地域</p> <p>③棚田地域振興法における指定棚田地域</p> <p>(2)事業実施主体は、次の要件を全て満たす個人又は農業参入法人、又は次の要件を満たす移住者等が従事する法人やその他生産者で組織する団体等であること。</p> <p>①事業対象地域で農業を営むことが見込まれること</p> <p>②移住又は就農後おおむね5年(事業実施年度を含む。)を経過していないこと</p> <p>③3年以内(事業実施年度を含む。)に複合的経営を開始することが確実であること</p> <p>④事業完了後5年以上営農を継続することが確実と見込まれること</p> <p>⑤その他市町村の長が定める事項</p>

別表2 複合的経営スタートアップ支援事業の採択基準ポイントについて

区分	要件	ポイント
市町村予算	市町村の予算措置（上乘せ補助）がある。	必須
経営形態	半農半X（農業と農業以外の所得を組み合わせた形態）のモデルとなる。	5
	複合的経営（複数品目経営等）のモデルとなる。	3
移住者等	事業実施予定者が市町村外からの移住者である。	5
	地域内の定年帰農のモデルとなる。	3
その他加算ポイント	事業実施予定者が中山間地域等直接支払制度に係る集落協定の構成員となっている（又は構成員となることが確実に見込まれる）。	3
	事業実施予定者が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づく地域計画の10年後の目標地図に位置づけられている。	3
	市町村が定める地域特産品の維持・拡大に寄与する創業計画である。	3
	デジタル技術・スマート技術の導入により効率化を図る計画内容となっている。	1
	最大ポイント	20